

●●● 関東弁護士会連合会シンポジウム「大規模災害に備える」 弁護士に期待される「災害弱者」援護への積極的な取り組み

9月22日、東京都は台場のホテル日航東京において、平成18年度関東弁護士会連合会シンポジウム「大規模災害に備える—援護を必要とするひとのために何をすべきか」が開かれた。当日は、自治体・大使館関係者40名、報道関係者6名、一般6名、弁護士340名等、総勢424名が参加した。

●阪神・淡路大震災当時の報道ビデオの上映で開場

開会に先立ち、午前9時30分より兵庫県弁護士会の永井幸寿弁護士の解説のもと、阪神・淡路大震災当時の報道ビデオが上映され、改めて震災の凄まじさを実感させられた。

午前10時に、楠本博志理事長より開会の挨拶が行なわれ、シンポは開会した。

●基調報告—災害時要援護者とは？

第1部では、パネリスト4名から基調報告が行なわれた。

まず、NPO法人阪神高齢者障害者支援ネットワーク代表黒田裕子氏からは被災体験を持つ現場で活動するボランティアの立場からの報告が、東京ボランティア・市民活動センター副所長安藤雄太氏からは崩壊したコミュニティーを復活させることから始まった三宅島支援の実例を踏まえた報告が、内閣府（防災担当）災害応急対策担当参事官補佐諏訪五月氏からは今年3月に改訂された内閣府のガイドラインに基づく報告が、そして、最後に、東洋大学社会学部教授田中淳氏からは「災害弱者」という概念が生まれる構造についての報告が、それぞれなされた。

●「公助」「自助」の限界を埋める「共助」のあり方

基調報告後の第2部では、これら4名の報告者によるパネルディスカッションが行なわれ、「公助」「自助」の限界を埋めるものとしての「共助」の重要性、共助の促進のために情

報共有の必要性が議論された。黒田、安藤両氏から、行政との情報共有の難しさについて問題提起があり、他方、諏訪氏からは積極的な情報共有を促進するガイドラインの説明や先進自治体の事例の紹介があり、活発な議論がなされた。情報共有のためには、人間関係づくりという地道な努力が必要であるとの黒田、安藤両氏の発言が印象的であった。

●震災時における弁護士・弁護士会の取り組みは？

その後、日弁連災害復興支援に関するWG副座長の中野明安弁護士から、日弁連の災害復興の支援に関する規程等の概要と弁護士会における災害復興支援システムについて説明があり、会場発言として兵庫県弁護士会、新潟県弁護士会の各被災弁護士会の会員から震災時における弁護士・弁護士会の取り組みの報告があった。

●パネリストから弁護士・弁護士会へ熱いエール！

この報告を受け、各パネリストから、要援護者問題に取り組む弁護士への期待が語られ、最後に田中氏から、従来のただ待っている弁護士ではなく、問題を掘り起こすアウトリーチ型の弁護士像が提唱され、シンポが総括された。

●この1年の活動を振り返って

パネルディスカッション後は、渥美利之シンポ委副委員長から、各支部が約1年かけて資料を集め、被災地を訪問した結果やアンケートを実施した結果などを集約した約500頁にも及ぶ報告書の説明を通じ、各支部の活動報告があった。

最後に、高井和伸委員長が、この1年間の活動を回顧し、今後の弁護士の震災問題への取り組みのあり方が熱く語られ、盛況裡にシンポは幕を閉じた。

（平成18年度シンポジウム委員会副委員長 森 徹）